

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2242号から第2319号まで 及び第2320号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の79件の答申を行いました。

答申第2242号から第2319号まででは、横浜市長が行った開示決定、一部開示決定及び非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2320号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「旭区白根特定番地の地籍図（公図写）」ほかの開示決定、一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2242号から第2319号まで】

- (2) 「特定市営住宅 平成24年 建築局市営住宅課 目的外使用書（変更等）」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2320号】

2 諮問までの経過等

- (1) 答申第2242号から第2319号まで
開示決定をした案件は答申別表2、一部開示決定をした案件は答申別表3、非開示決定をした案件は答申別表4に記載。

- (2) 答申第2320号

請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
平成30年10月16日	平成30年10月31日	平成30年11月5日	平成30年12月5日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分決定内容、審査会の結論

- (1) 答申第2242号から第2319号まで
対象行政文書及び原処分決定内容について、開示決定をした案件は答申別表2、一部開示決定をした案件は答申別表3、非開示決定をした案件は答申別表4に記載。審査会の結論は、全て原処分妥当。

(2) 答申第2320号

対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
「特定市営住宅 平成24年 建築局市営住宅課 目的外使用書(変更等)」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示	原処分妥当
	横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第10条第2項に該当 (当該請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため。)	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>《別表2から別表4までの「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った開示、一部開示又は非開示決定(以下「本件各処分」という。)に至る経緯について》</p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地(以下「土地甲」という。)地先に係る土地について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地甲地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、審査請求人は、繰り返し多数の開示請求を行っており、本件審査請求もその一部である。</p> <p>しかも、審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。</p> <p>《別表2から別表4までの「決定通知書記載の行政文書」(以下「本件審査請求文書」という。)の概要及びこれらに係る事務について》</p> <p>本件審査請求文書は、別表2から別表4までの「決定通知書記載の行政文書」欄のとおりである。このうち一部開示決定に係るものの非開示部分及びその適用条項は、別表3の「非開示情報」欄及び「適用条項等」欄に記載のとおりであり、非開示決定に係るものの実施機関による非開示理由の説明要旨は、別表4の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりである。なお、本件審査請求文書を文書単位に区分し、一表にまとめたものが別表1であり、別表2から別表4までの答申番号によって対照できる。また、以下において「文書○」と数字を付記しているものについては、別表1の「略称」欄記載の文書を指すものとする。</p> <p>本件各処分に係る行政文書は、①「道水路等の境界調査に係る事務」、②「狭あい道路拡幅整備事業に係る事務」、③「道路幅員証明に係る事務」、④「横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務」、⑤「道路占用許可(道路掘削許可)に係る事務」、⑥「道路損傷(原状回復命令)に係る事務」、⑦「道路改良事業に係る事務」、⑧「用地取得に係る事務」、⑨「行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務」に関するものであり、その分類は、別表1の「文書に係る事務」欄に記載したとおりである。この答申では、上記①から⑨までの各事務に関する審査請求文書ごとに判断を示すこととする。</p> <p>《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>ア 道水路等の境界調査に係る事務について 横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「境界調査規則」という。）に基づき、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷（以下「道水路等」という。）について境界調査を行っている。</p> <p>境界調査規則第2条では、境界調査を「境界明示又は境界復元により道水路等と土地との境界を明らかにすること」と定義している。境界調査には、境界が未確定なときに関係土地所有者と横浜市が立会いによる協議を行って境界を確定する「境界明示」と、境界は既に確定しているが、現地で境界標が不明確になったときに関係土地所有者と立会いの上、資料図に基づきその境界を確認する「境界復元」がある。</p> <p>境界調査を申請しようとする土地所有者（以下「申請者」という。）は、境界調査規則第3条に基づき、道水路等境界調査申請書に、申請に係る土地に関する登記事項証明書、公図写し、現地案内図及び隣接地所有者の立会同意届出書を添付して市長に提出する。</p> <p>横浜市は、道水路境界調査申請を受け付けると、境界調査規則第4条に基づき、申請に係る土地に関する資料及び現地の状況を調査する。</p> <p>その後、境界調査規則第5条に基づき、申請者及び隣接地の所有者に対し、境界調査をするための立会いの場所、期日等を立会依頼書により通知する。</p> <p>立会いの結果、境界明示の協議が成立したとき、又は境界の確認がされたときは、境界調査規則第6条及び第7条に基づき、申請者及び隣接地の所有者から、境界明示にあっては、境界調査規則第4号様式の承諾書を、境界復元にあっては同第5号様式の確認書を受領した上で、境界線上に必要な箇所に境界標を設置し、当該境界標に基づいて実測を行い、道水路等境界調査図を作成する。上記各様式の承諾書は、土地の所在、承諾者（所有者）の住所、氏名等の記載欄で構成されているが、図面上にそれらの項目を記載するという形のものではない。</p> <p>イ 道水路等の境界調査に係る事務に関する審査請求文書について 道水路等の境界調査に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道水路等の境界調査に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 道水路等の境界調査に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する文書を特定しているとのことであった。</p> <p>開示請求書を見るに、審査請求人による記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。</p> <p>このような状況において、実施機関による対象行政文書の特定は、不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書1から文書15までについて 文書1から文書15までは、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号（平成29年5月26日。以下「先例答申」という。）における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>オ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について 文書16、文書18及び文書19に記録されている事件記録符号及び番号、文書17及び文書20から文書25までに記録されている個人の氏名、文書17、文書20及び文書22から文書24までに記録されている住所、電話番号、個人印の印影、文書26に記録されている個人の顔及びナンバープレートについては、各文書を当審査会で見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、本号本文に該当する。また、文書17に記録されている個人が推測される情報（区名、年齢、登記簿謄本、戸籍の附票、住民票、地積測量図、法務局出張所先、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、公図、</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>測量会社名、町内会名、町内会館名、町内会館の所在地、車両ナンバー、県営住宅の名称、土木事務所の所属先及び土地の地番)は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなることから、本号本文に該当する。</p> <p>なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>カ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について 文書22に記録されている土地家屋調査士印の印影は、各文書を当審査会で見分したところ、公にすることにより、これを不正に利用して、境界調査関係資料を容易に偽造することが可能となり、当該土地家屋調査士及び土地家屋調査士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められるため、本号アに該当する。</p> <p>キ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について 文書17、文書20、文書22及び文書24に記録されている法人代表者印の印影は、各文書を当審査会で見分したところ、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。また、文書17に記録されている弁護士印の印影は、各文書を当審査会で見分したところ、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>ク 文書27の不存在について 文書27については、昭和40年6月5日横浜市告示第110号で横浜市の道路となっていることが確認できる文書を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書27は不存在と判断したとのことである。 改めて実施機関に確認したところ、通常、告示で道路と認定されているか否かを確認する文書を作成することはないとのことである。 文書27が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ケ 文書28の不存在について 文書28については、平成22年における旭区白根特定地番先の境界調査に伴い作成した表示図へ承諾押印された測量図を求めていると解される。 実施機関は、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、文書28は不存在と判断したとのことである。 改めて実施機関に確認したところ、文書28は、土地所有者が承諾する旨の印を押している測量図であるが、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書28は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。 文書28が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>コ 文書29の不存在について 文書29については、旭区白根特定地番先の道路、水路等の境界調査を実施した後に作成した承諾書を求めていると解される。 実施機関は、本件文書は平成22年度に作成したが、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に基づく行政文書分類表（課等別）（以下「行政文書分類表」という。）では「道水路境界調査に関する書類」に分類され、保存期間は3年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。 行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書29が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>サ 文書30の不存在について</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2242 ～ 2319</p>	<p>文書30については、旭区白根特定地番先の境界調査実施前後の写真並びに実施完了後の測量図、地積図及び求積図を求めていると解される。</p> <p>実施機関は、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、文書30は不存在と判断したとのことである。</p> <p>改めて実施機関に確認したところ、境界調査の過程において道水路等境界調査図を作成するが、これまでの経緯からも審査請求人がそれ以外の文書を求めていることは明らかであり、境界調査に係る事務において、通常、境界調査実施前後の写真並びに実施完了後の測量図、地積図及び求積図は、業務上作成しておらず存在していないとのことである。</p> <p>文書30が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>シ 文書31の不存在について</p> <p>文書31については、特定の場所が道路であることについて、特定の個人が実施機関に提出したとされる署名押印のある承諾書面であって、求積図及び道路表示図に土地所有者が承諾する旨の押印をした文書を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書31は不存在と判断したとのことである。</p> <p>改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書31は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。</p> <p>文書31が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ス 文書32の不存在について</p> <p>文書32については、平成17年4月28日に国調地籍図K342-3を活用して道水路境界調査図を作成した時に撮影したとされる公式基準点の写真を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書32は不存在と判断したとのことである。</p> <p>改めて実施機関に確認したところ、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において写真を作成する必要がないとのことである。</p> <p>文書32が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>セ 文書33の不存在について</p> <p>文書33については、平成17年4月28日に国調地籍図K342-3を活用して道水路境界調査図を作成した時に併せて作成された承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書33は不存在と判断したとのことである。</p> <p>改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書33は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。</p> <p>文書33が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>ソ 文書34の不存在について</p> <p>文書34については、平成10年7月31日の道水路境界調査実施時に作成されたとされる表示図上で承諾の意思が示されている承諾文書を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、対象行政文書は不存在と判断したとのことである。</p> <p>改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書34は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>文書34が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>タ 文書35の不存在について</p> <p>文書35については、特定地番市道路部位の求積図との整合性が確認できる図面上で承諾の意思が示されている承諾書の原議を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書35は不存在と判断したとのことである。</p> <p>改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書35は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。</p> <p>文書35が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>チ 文書36及び文書37の存否応答拒否について</p> <p>(ア) 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>したがって、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>(イ) 文書36及び文書37について</p> <p>文書36及び文書37に係る非開示決定は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、文書36及び文書37に係る非開示決定が (イ)①及び②の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>まず、①の要件について検討する。</p> <p>本件請求では、審査請求人は、審査請求人が原告となっている別件訴訟手続における被告代理人からの市への照会に対する回答の根拠となる資料を求めていると解される。</p> <p>一部開示又は非開示（不存在を理由にするものを除く。）の処分をした場合、特定個人が裁判の原告となっており、裁判手続における被告代理人からの照会に対する回答文及びその根拠資料が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示とすれば、裁判手続における当該回答文及びその根拠資料が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人に係る裁判の事実に加え当該回答文及びその根拠資料の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になる。</p> <p>したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>次に、②の要件について検討する。</p> <p>特定個人に係る裁判手続における被告代理人からの照会に対する回答文及びその根拠資料の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>したがって、上記②の要件に該当する。</p> <p>以上より、文書36及び文書37に係る非開示決定は、存否応答拒否の要件を充足するというべきである。</p> <p>《「②狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する文書」について》</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>ア 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務について 横浜市では、狭あい道路とは、幅員4メートル未満の道路で、一般の交通の用に供される道路を指す。このような道路は、日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には、消防、救急活動に支障をきたしている。</p> <p>建築基準法では、建築基準法第42条第2項において、建築物の敷地が接する道路の幅員が4メートル未満の場合に、その道路の中心から2メートルを道路とみなして後退すること、同法第44条において、道路の中心から2メートルの部分については、建築物（門・屏等を含む。）を築造してはならないことが規定されている。</p> <p>横浜市では、建築基準法第42条第2項により後退した部分の整備を促進する制度として、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成7年3月横浜市条例第19号。平成17年当時。）を制定し、道路の中心から2メートルの範囲にある支障物の除去や移設費用の助成を行うなどの狭あい道路の拡幅整備事業を進めている。</p> <p>イ 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する審査請求文書について 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「狭あい道路拡幅整備事業に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について 文書38は、平成17年に作成された旭区白根三丁目特定地番を対象区域に含む狭あい道路拡幅整備事業の施工に伴う土地使用承諾に関する書類である。 文書38に記録されている法人代表者印の印影については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>オ 文書39の不存在について 文書39については、実施機関が旭区白根三丁目特定地番と甲地間の整備を特定建設会社に依頼したとされる文書の原議を求めていると解される。 実施機関は、平成17年度に特定地番に関する狭あい道路拡幅整備事業を施行しているが、文書39については作成したかどうか不明であり、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路・下水道・河川等工事設計施工関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。 行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書39が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>《「③道路幅員証明に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 道路幅員証明に係る事務について 横浜市では、土木事務所において取り扱う事務として、横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）第1条第7号及び第2条第2号に基づき、道路幅員証明に係る事務を行っている。道路幅員証明願は申請者からの申請に基づき、陸運支局で運送業者の経営許可の申請をする場合など、車庫の前面道路の幅員に対して、収容する車両が車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触していないかを確認するために必要な書類で、土木事務所長が交付している。</p> <p>イ 道路幅員証明に係る事務に関する審査請求文書について 道路幅員証明に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路幅員証明に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 道路幅員証明に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書40について 文書40は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>オ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について 文書41は、特定地番先の車庫の前面道路の幅員を示した書類である。 文書41に記録されている個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び位置図は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《「④横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務について 横浜市では、不法占用等処理要領（平成8年7月22日制定）により、横浜市が管理する道路上の不正使用又は不法占用（以下「不法占用等」という。）について、土木事務所（以下「所長」という。）が、その是正指導及び各種措置を行っている。 不法占用等処理要領第3条第1項では、「所長は、現地調査の結果、道路を不法占用等している者（以下「不法占用者等」という。）が判明した場合には、口頭により不法占用等の物件を道路の区域外に移動又は除却するよう指導を行うものとする。」と規定している。 また、不法占用等処理要領第4条第1項では、「所長は、前条第1項の指導を行った後、相当期間を経過しても移動又は除却されない場合には、不法占用者等に対し注意書（様式2-1号）を送付して指導を行うものとする。」と規定している。</p> <p>イ 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する審査請求文書について 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書42から文書45までについて 文書42から文書45までは、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>オ 文書46の不存在について 文書46については、平成19年に実施機関から審査請求人に対し、発出したとされる謝罪文書の決裁文書を求めていると解される。 実施機関は、平成19年度に謝罪したとされる文書自体が確認できず、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路不法占用関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。 行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書46が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。 したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>カ 文書47の不存在について 文書47については、平成19年に実施機関から審査請求人に対し、注意書を発出した際の</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>発出文書を交付することを決定した決裁文書及び注意書を発出したことに関する根拠資料を求めていると解される。</p> <p>実施機関は、文書47を保有しておらず、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路不法占用関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。</p> <p>行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書47が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>キ 文書48の不存在について</p> <p>文書48については、平成19年に実施機関から審査請求人に対し、発出したとされる注意書並びに注意箇所、区域及び根拠記載の文書を求めていると解される。</p> <p>実施機関は、文書48を保有しておらず、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路不法占用関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。</p> <p>行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書48が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>《「⑤道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務について</p> <p>横浜市では、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「占用規則」という。）に基づき、道路占用許可に係る事務を行っている。</p> <p>占用規則では、占用の許可、占用許可の基準、占用許可の更新、占用物件の適正管理等について規定しており、道路占用許可に当たっては、申請書を各区土木事務所又は道路局道路部管理課に提出することとしている。占用物件の種類によって申請書の提出先は異なっており、看板や足場等は各区土木事務所、地下街や歩道橋等は道路局道路部管理課が提出先となっている。</p> <p>占用許可に当たっては、申請者からの申請に基づき、道路占用許可書を交付している。また、占用許可を更新する場合、申請後に許可書を交付し、期間を更新している。</p> <p>なお、路面の掘削を伴う復旧工事については、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書（昭和58年4月1日制定）に基づき復旧工事を行ってもらう。</p> <p>イ 道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する審査請求文書について</p> <p>道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路占用許可に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について</p> <p>実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書49から文書52までについて</p> <p>文書49から文書52までは、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>《「⑥道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 道路損傷（原状回復命令）に係る事務について</p> <p>旭土木事務所では、道路法（昭和27年法律第180号）第42条に基づく道路施設の点検（日々の道路監察や年1回行う管内徒歩パトロール）や市民の方からの通報により把握した道路施設の損傷箇所について、迅速に道路の維持や補修を行っている。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2242 ～ 2319</p>	<p>また、第三者による道路の損傷については、横浜市道路損傷等事務取扱要綱（昭和48年2月1日制定）及び横浜市道路損傷等事務取扱要綱運用基準（昭和48年2月1日制定）に基づき、道路損傷（原状回復命令）に係る事務を処理している。</p> <p>道路施設に損傷を与えた原因者には、道路損傷等に係る負担金の徴収及び督促等に関する事務処理要領（昭和48年8月31日制定）に則り、道路損傷補修工事設計基準（昭和48年8月31日制定）に基づき算出された復旧工事に係る費用を負担してもらう。</p> <p>なお、路面の掘削を伴う復旧工事については、横浜市道路掘削復旧工事標準仕様書に基づき復旧工事を行ってもらう。</p> <p>イ 道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する審査請求文書について 道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路損傷に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書53及び文書54について 文書53及び文書54は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>《「⑦道路改良事業に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 道路改良事業に係る事務について 横浜市では、市民生活に密着した地域の道路で、市民生活や公共交通機関の利便性の向上を図るため、車道の拡幅や歩道の整備による渋滞の解消、交差点改良によるボトルネックの解消等、道路の改良事業を行っている。</p> <p>イ 道路改良事業に係る事務に関する審査請求文書について 道路改良事業に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路改良事業に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 道路改良事業に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書55について 文書55は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>《「⑧用地取得に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 用地取得に係る事務について 用地取得とは、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償をすることをいう。 具体的には公共事業（道路の新設や拡幅整備等）の実現のために、地権者から土地の譲渡を受けたり、建物等の物件の移転を進める事務をいう。 用地取得に係る事務には、(1)事業の説明、(2)用地測量、(3)用地補償の説明、(4)土地・建物などの調査、(5)補償額の算定、(6)補償額の提示、(7)契約の締結・登記の申請・建物等の移転・土地の引渡し及び(8)補償金の支払いがある。 これらの事務は、土地収用法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法等の法律に基づき、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱等を定めて行われている。</p> <p>イ 用地取得に係る事務に関する審査請求文書について 用地取得に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「用地取得に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>ウ 用地取得に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書56について 文書56は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。</p> <p>《「⑨行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する文書」について》</p> <p>ア 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務について 横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）を制定し、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。</p> <p>実施機関は、請求のあった行政文書及び保有個人情報について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書及び保有個人情報は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号及び個人情報保護条例第22条各号に掲げる情報については、開示しないことができる。</p> <p>イ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書について 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「開示請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。</p> <p>ウ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について 実施機関における対象行政文書の特定については、《「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について》ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。</p> <p>エ 文書57への情報公開条例第17条第3項の適用について 文書57は横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）であり、実施機関は、情報公開条例の適用外の文書と説明している。当該規則は、「横浜市例規集」に収録され、横浜市立図書館や市民情報センターに配架されていることから、情報公開条例の適用外の文書であることが認められる。</p> <p>したがって、実施機関の説明は是認できる。</p> <p>《付言》</p> <p>ア 本件各処分のうち、文書16に係る決定通知書では、非開示とする部分の概要において事件記録符号及び番号についての記載がなく、文書17に係る決定通知書では、非開示とする部分の概要において個人が推測される情報及び弁護士印の印影についての記載がなく、不十分であった。</p> <p>また、文書28から文書30までに係る弁明書において、非開示決定の理由を説明する箇所でも、先例答申と同様の判断をしたとする記載が有るにもかかわらず、当該先例答申では、改めて開示、非開示の決定をすべきとする内容になっていたものがあり、弁明書の説明が不正確であった。</p> <p>イ 実施機関においては、個人情報の一部又は全部を開示しない場合には、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について、弁明書も含めて正確に記載する等適正に対応することを望むものである。</p> <p>《その他》</p> <p>ア 審査請求人は、実施機関が偽造文書により、開示を実施している旨主張している。その意味するところは明確ではないが、そもそも偽造した事実は確認できなかつたし、仮に情</p>

答申 番号	判断の要旨
2242 ～ 2319	<p>報公開条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示とした部分について、黒く塗抹して開示の対応を行うことを偽造というのであれば、その主張は全く採用することはできない。また、開示された文書の内容が審査請求人の主張に整合していないとしても、そのことによって審査請求人の主張に整合する他の文書を実施機関が隠蔽していることになるものではないし、そもそも当審査会は、審査請求人の土地所有権の有無や個別の文書に記載された内容の真偽について判断する権能を有する機関ではない。</p> <p>イ 審査請求人は、同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず何度も繰り返して同様の開示請求等を行い、また、同一の行政文書について開示決定等の期限が到来する前や開示予定日より前に新たな開示請求等を行う、現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について特段の事情の変化が生じていないにも関わらず新たな開示請求を行うなど、開示請求権の行使に当たり不適切な行為を繰り返し行っている。このような行為は、実施機関の本来の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと考えられる。情報公開制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的な事情を問うものではないが、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはならないことからすれば、審査請求人による前述の行為については、適切な権利行使であるとは到底いえない。</p> <p>ウ 実施機関においては、上記趣旨を踏まえ、情報公開条例の適正な運用を求めるものである。</p>
2320	<p>《行政財産目的外使用許可に係る事務について》</p> <p>行政財産とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項では、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項）。地方自治法第238条の4第7項では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定している。</p> <p>市営住宅課が所管する市営住宅用地やその他管理用地は行政財産であり、建築局住宅部市営住宅課（以下「市営住宅課」という。）では、これらの行政財産の使用許可の申請があったときは、横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）と横浜市行政財産の目的外使用許可の使用者の決定及び使用許可の取消しに関する要綱（平成24年4月施行）に基づく審査を行い、行政財産の目的外使用を許可し、行政財産目的外使用許可書を交付している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、平成24年に交付された特定市営住宅の行政財産目的外使用許可書である。</p> <p>イ 実施機関は、平成24年には行政財産目的外使用許可申請がされていないため、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないとして非開示としている。</p> <p>ウ なお、審査請求人は、本件審査請求文書の開示請求において本件審査請求文書に加え、「特定市営住宅 平成22年 建築局市営住宅課 目的外使用書（変更等）」を請求しており、これに対して、実施機関は、平成22年6月30日横浜市建住管指令第48号による行政財産目的外使用許可書（以下「平成22年使用許可書」という。）を特定し、一部開示している。</p> <p>エ 平成22年使用許可書では、使用を許可する物件の名称を「花壇等」としており、使用許可期間は、許可の日（平成22年6月30日）から平成23年3月31日までとなっている。また、使用許可期間は、「期間満了後引き続き使用する場合は、本市の許可取り消しがなければ、引き続き1箇年延長し、以後この例によるものとします。」と平成22年使用許可書に記載されている。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと説明しているため、当審査会で令和2年1月24日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 特定市営住宅の共用部分に植木鉢を置くことについては、平成22年使用許可書によって使用許可をしているものと認識している。明確な定義があるわけではないが、植木鉢は「花壇等」のうちの「等」に含まれるものであると認識している。実施機関としては、平成22年使用許可書の許可内容のまま、使用許可期間を現在まで毎年、1箇年ずつ延長しており、許可内容を途中で変更したことはない。</p> <p>(イ) 平成23年度及び平成24年度に特定市営住宅を担当していた市営住宅課係長に、平成22</p>

答申 番号	判断の要旨
2320	<p>年使用許可書の許可内容を変更した事実はないことを確認している。</p> <p>(ウ) 行政財産の目的外使用許可については、申請に基づいて行うものなので、申請がされなければ、当然のことながら行政財産目的外使用許可書も存在しない。申請がないのに許可内容を変更した行政財産目的外使用許可書を交付することはない。</p> <p>(エ) 特定市営住宅では、平成22年以前は、共用部分に花壇や植木鉢が許可なく設置されており、その違反状態を治癒するために、特定市営住宅の自治会に適正な手続（行政財産目的外使用許可申請）をさせたうえで、平成22年使用許可書により、特定市営住宅の共用部分への花壇や植木鉢の設置を許可した。</p> <p>(オ) 平成30年に現地を調査した際に、平成22年使用許可書の使用許可部分以外に花壇や植木鉢が設置されている例が若干見受けられた。しかしながら、避難経路に設置されているなど安全上支障があるもの以外については、数が少なく、早急な危険はないため、撤去等の指導はしていない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 平成22年使用許可書では、使用を許可する物件の名称として「花壇等」と記載されている。実施機関によれば、上記ア(ア)のとおり、植木鉢もこの「花壇等」に含まれ、平成22年から現在まで許可内容を変更した事実はないとのことであった。</p> <p>(イ) 花壇も植木鉢も植物によって市営住宅の共用部分を活用するものであり、平成22年使用許可書に使用を許可する物件の名称として記載されている「花壇等」に植木鉢も含まれるという実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>したがって、平成22年使用許可書では、植木鉢についても特定市営住宅の共用部分への設置を許可していたものと推測される。</p> <p>(ウ) 平成22年使用許可書の使用許可期間は、《本件審査請求文書について》エのとおりであり、実施機関によれば、平成22年使用許可書の許可内容から変更なく、現在まで毎年、1箇年ずつ延長しているとのことである。</p> <p>(エ) したがって、平成22年使用許可書で植木鉢の設置を認めていたという実施機関の説明を前提とすれば、平成24年に新たに行政財産目的外使用許可申請が提出されたとは考え難く、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は是認できる。</p> <p>(オ) なお、審査請求人は、平成24年当時の係長が、許可物件に植木鉢を含むように変更したことを口頭で説明したのだから、平成24年に許可内容の変更をする行政財産目的外使用許可書が交付されていないのはおかしいと主張しているが、それを裏付ける事情は見当たらない。</p> <p>また、審査請求人は、平成22年使用許可書の許可内容と特定市営住宅の現状が異なっている旨も主張しているが、本件審査請求文書の存在の有無とは直接関係なく、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文及び答申別紙については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)又は横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)第100条の定めるところにより、公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によ

り特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（他の法令等との調整）

第17条 （第1項及び第2項省略）

- 3 この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。
(第4項省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの）

（開示しないことができる保有個人情報）

- 第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。
- (1) 法令等又は横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)第100条の定めるところにより、本人に開示することができない情報
 - (2) 本人開示請求者(第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第30条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (4) 法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
 - (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は

地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人
に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881